

## 第22期第11回渡島海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年10月5日(火) 14:00
- 2 開催場所 花びしホテル(函館市湯の川)
- 3 出席委員 阿部 国雄、上見 孝男、高野 勇一、西山 武雄  
若山 唯敏、佐々木治一、瀧川 久市、柴田 一、  
森 祐、三上 浩、坂田 憲治  
欠席(山下勉、掛川正春、桜井泰憲)
- 4 事務局 事務局長 北 弘由樹
- 5 臨席者 松前さくら漁業協同組合 吉田 直樹  
渡島総合振興局産業振興部水産課 水産課長 高谷 則幸  
漁業管理係長 高尾 力  
技 師 小澤 友稀
- 6 議題  
議案第1号: 漁業権切替小委員会の設置について  
議案第2号: 漁業法第91条第1項に該当する者に対する指導について(答申)
- 7 報告事項  
(1) 定置漁業権に係る資源状況等の報告について
- 8 その他

## 議 事

北局長

ただいまから、第22期第11回の渡島海区漁業調整委員会を開会いたします。

開催にあたり、阿部会長からご挨拶を申し上げます。

阿部会長

皆様ごくろうさまでございます。

開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、各委員さんをはじめ、渡島総合振興局の高谷課長様、関係者の皆様にご出席頂き、厚くお礼申し上げます。

また、松前の吉田組合長にもご臨席いただいたことを感謝申し上げます。

さて、本日の議題に関連いたしますが、いよいよ、漁業権の一斉切替の時期が近づいて参りました。

共同、区画漁業権については、令和五年九月に、定置漁業権については、令和六年一月に切替を迎えます。

今回の切替については、改正漁業法後の初の切替となり、今まで以上に、道との緊密な連携が必要になってくるものと考えております。

委員会といたしましても、漁業権切替に向けては、浜が、少しでも良くなるように、浜の声を聞くとともに、道が策定する漁場計画に対して、しっかり、要請、助言等、行って参りたいと考えておりますので、皆様のご協力、よろしく願いいたします。

さて、本日、ご審議をいただく議案は、「漁業権切替小委員会の設置について」北海道知事から諮問がありました、「漁業法第九十一条第一項に該当する者に対する指導について」の二件となっております。

また、報告事項が一件でございます。

委員の皆様におかれましては、よろしくご審議をお願い申し上げ、簡単ではありますが、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

北局長

本日の委員会に、ご臨席を頂いている方々をご紹介します。

松前さくら漁業協同組合、吉田組合長さま。

吉田組合長

松前の吉田です。

皆様、ご指導願います、よろしくお願いいたします。

北局長 渡島総合振興局産業振興部水産課、高谷課長さま。

高谷課長 いつもお世話になっております、高谷です、よろしくお願ひします。

北局長 水産課漁業管理係、高尾係長さま。

高尾係長 高尾です、いつもお世話になっております、よろしくお願ひします。

北局長 同じく、小澤技師さま。

小澤技師 小澤と申します、よろしくお願ひします。

北局長 以上でございます。

阿部会長 議事に入る前に、事務局から出席委員の報告をお願ひします。

北局長 本日の出席委員について、ご報告をさせていただきます。  
総委員14名中、11名の出席となっております。

阿部会長 総委員数14名中、11名が出席しており、本日の委員会は成立いたします。

阿部会長 次に、委員会規程第8条に基づき、議事録署名委員を指名させていただきます。  
上見委員さんと森委員さんにお願ひしたいと思ひます。  
よろしくお願ひします。

**議案第1号**

阿部会長 それでは、さっそく議案第1号の「漁業権切替小委員会の設置について」を事務局より説明いたします。

北局長 失礼ですが、座って説明させていただきます。  
議案第1号について、ご説明いたします。  
当議案については、道が策定しました、漁業権切替方針及び漁場計画策定要領に関連するものでございますので、まず始めに、道で策定しました、漁

業権切替方針の概要について、ご説明いたします。

資料1-1をご覧ください。

本資料は、本年8月17日に開催された、「北海道連合海区漁業調整委員会」で示された資料となります。

1ページ上段をご覧ください。

基本的な考え方が記載されております。

「水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立」をめざし、北海道水産業・漁村振興条例の基本理念である「水産資源の適切な管理及び秩序ある利用」、「栽培漁業の推進」及び「安定的な漁業経営の育成」という観点により、漁業権の見直しを行うこととしております。

次に海面における漁業権の切替について、(1)の共通事項ですが、水産資源の適切な管理や増養殖漁業の推進などによる水産資源の持続的な利用に務め、海面の総合的な利用による漁業生産力の発展を図ることとしております。

当委員会の役割としては、一番下の③にありますが、「海区漁業調整委員会との意見交換など緊密な連絡を保ちつつ検討を加え、海区漁場計画を策定する。」こととなります。

資料めくって頂きまして、2ページ目、3ページ目には、海面共同漁業権、定置漁業権、海面区画漁業権ごとに、方針の概要が記載されておりますので、後ほど、ご覧いただければと思います。

次に、3ページ下段をご覧ください。

切替に係る、今後のスケジュールについて記載されております。

なかほどに、「海区漁場計画の検討」とあり、共同、区画については、この10月からスタート、定置については、本年12月からスタートする予定となっております。

具体的には、本年11月から、共同、区画の漁場計画草案の協議が始まるものと想定しております。

続きまして、5ページをご覧ください。

切替方針に係る素案からの変更箇所になります。

資料のとおり、考え方に変更はなく、文言の整理のみの変更となっております。

6ページをご覧ください。

こちらは、切替方針運用に係るの素案からの変更箇所になります。

方針同様、文言の整理のみの変更となっております。

7ページ以降については、方針及び運用の本文となっておりますので、後ほど、ご覧いただければと思います。

続きまして、資料1-2をご覧ください。

道が策定した、漁場計画策定要領について、ご説明いたします。

本要領については、漁場計画作成の手続きなどが改正されたため、今回の切替から、変更されております。

変更のポイントについて、新旧対照表により、ご説明いたします。

まず、第1の趣旨でございます。

「海区漁場計画の策定については、この要領によるものとする。」としております。

次に第2漁場計画策定の一般原則ですが、従来、漁場計画は、切替方針に従い、水産林務部長と海区漁業調整委員会が協議の上、策定することとしておりました。

今回の切替では、法改正により、漁場計画は、国の技術的助言及び切替方針に従い、海区漁業調整委員会との意見交換など緊密な連絡のもと検討を加えて策定するものとされております。

2ページ目をご覧ください。

第3、漁業権切替小委員会の設置となります。

従来は、「漁業権の切替を円滑に推進するために、委員会に委員若干名を構成する漁業権小委員会の設置を考慮する」としていたところ、今回の切替では、漁場計画の策定にあたっては、漁場の利用に関する関係漁業者等の意見等を十分に反映させるため、委員会に委員若干名で構成する漁業権切替小委員会の設置について考慮するものとしております。

また、2の小委員会の役割ですが、従来は、委員会の付託を受けて次の事務を処理する。としていたところ、今回の切替では、「小委員会は、委員会の付託を受けで次の業務を行うものとする。」とされております。

これは、法改正により、原則、計画案の作成は知事が行うことになったことに伴うものです。

具体的な業務としては、旧の(1)漁業権切替に必要な資料の収集は、

(1)「漁業権切替に必要な漁業者等の意見の集約等」に改正され、

旧の(5)漁場計画草案及び素案の作成並びにこれらの案の委員会への提出は、(2)「漁場計画作成に係る助言等」に改正、旧の(4)隣接海区との協議については、(3)「隣接海区との協議」となり、こちらについては、変更なく、引き続き海区委員会で協議することとなります。

旧の(2)試験研究機関との協議は、(4)試験研究機関との協議に係る助言等に改正され、旧の(3)漁港管理者、港湾管理者及び海上保安部等関係機関との協議については、(5)漁港管理者、港湾管理者及び海上保安部等関

係機関との協議に係る助言等に改正され、旧の（６）その他漁業権切替に関する調査については、

（６）その他漁業権切替に関する調査への協力等に改正されております。

続きまして、３ページをご覧ください。

第４ 漁場計画の作成についてです。

１策定の手続きとして、従来、漁場計画は、草案、素案、委員会最終案、原案の４段階に分けて検討し樹立しておりましたが、法改正により、利害関係者の意見聴取のプロセスが加わったことから、草案、素案、振興局最終案、原案、案の５段階に分けて検討し、樹立することになります。

また、漁場計画案の作成については、先ほどお話ししたとおり、原則、知事が行うこととなりましたので、従来、草案、素案、委員会最終案については、委員会が検討し、水産林務部長に提出するとしておりましたが、今回の切替では、草案、素案、振興局最終案は総合振興局長が、委員会との意見交換など緊密な連絡のもと検討を加え作成し、水産林務部長に提出することとされております。

以下、各案ごとの作成や漁場計画等の公示について、記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、１０ページ以降に、漁場計画策定要領本文を添付しておりますので、後ほど、併せて、ご覧いただければと思います。

続きまして資料１－３をご覧ください。

こちらが、漁場計画策定要領に基づき作成した、当委員会の「漁業権切替小委員会（案）」になります。

左側の旧については、前回切替時の平成２８年８月に策定したものです。右側が、今回の規程案になります。

第１条の目的については、漁場計画策定要領に合わせ、「切替事務を円滑に進めるため」を「漁場の利用に関する関係漁業者等の意見等を十分に反映させるため」に改正しております。

第２条の業務については、先ほどご説明した、漁場計画策定要領に合わせた改正となっております。

第３条の構成及び第４条の委員長の職務については、従来どおりとし、第５条会議については、第２条の改正に伴い、隣接海区との協議以外は道で行うこととなったことから、一部文言を整理しております。

第６条以降は、従来どおりとし、変更は、ございません。

また、この規程の適用期間ですが、附則の２として、この規程の施行の日から漁業権切替の完了の日までとしております。

3 ページ以降は、漁業権切替小委員会規程本文となっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、資料 1 - 4 をご覧ください。

こちらの資料は、ただいまご説明いたしました、小委員会規程案を踏まえた、委員選考に係る事務局案の概要でございます。

資料なかほど、構成についてですが、従来どおり、規程第 3 条により 7 名とし、第 5 条の 3 により、会長が参与することから、8 名での会議としたいと考えております。

その下の委員選出の事務局案でございますが、当管内の海域は、多岐に及ぶことから、前回の切替時と同様に、地区バランスを考慮し、噴火湾地区、南太平洋地区、海峡東部地区、海峡西部地区の 4 地区から 2 名ずつ選出してはどうかと考えております。

説明は以上です。

阿部会長

ただいま、事務局から「漁業権切替小委員会の設置について」の説明がありました。

まず、第一点目として、漁業権切替小委員会を設置することに対しまして、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言願います。

よろしいですか。

各委員

「はい。」

阿部会長

それでは、今次切替に当たりまして、漁業権切替小委員会を設置することとします。

次に、二点目として、漁業権切替小委員会規程であります。ご異議ございませんか。

各委員

「ありません。」

阿部会長

ありがとうございます。

それでは、小委員会規程についても、原案どおり決定いたします。

次に、小委員会委員の選出について、どのように選出したらよろしいかお諮りいたします。

選出方法としては、私に一任願う方法、各地区委員で協議して決める方法、また違う方法もあるかと思いますが、どのように選出したらよろしいでしょ

うか。

各委員 「会長に一任。」

阿部会長 ただいま、会長一任とのご意見がありました、皆さんよろしいでしょうか。

各委員 「異議なし。」

阿部会長 ありがとうございます。  
それでは、会長一任いただきましたので、事務局から案について報告願います。

北局長 噴火湾地区からは、高野委員、佐々木委員、南太平洋地区からは、若山委員、坂田委員、海峡東部地区からは、上見委員、森委員、海峡西部地区からは、西山委員と参与の阿部会長にお願いしたいと考えてございます。

阿部会長 事務局から説明がありましたが、これについて、ご都合の悪い委員さんやご意見がございましたら、お伺いいたします。  
よろしいですか。

各委員 「はい。」

阿部会長 それでは、ご承認いただきましたので、各地区の代表となられた委員さんには、これから、よろしくお願ひします。

## 議案第2号

阿部会長 次に議案第2号の「漁業法第91条第1項に該当する者に対する指導について」、漁業法第91条第3項の規程による、知事からの諮問でございます。

この議案については、報告事項(1)の「定置漁業権に係る資源状況等の報告について」に基づき、道から諮問されているものでありますので、報告事項と併せて事務局から説明いたします。

北局長 それでは、まず、資料2-1をご覧ください。  
報告事項(1)定置漁業権に係る資源状況等の報告について、知事からの



報告となります。

これは、漁業法第90条第1項の規程により、知事が漁業権者から資源管理の状況等の報告を受け、同条第2項の規程により、当委員会に報告されたものです。

1 報告の対象件数は、192件、2 報告の内容は、別紙のとおりです。

一枚ページをめくって頂きまして、別紙となります。

漁業権毎に報告の内容を記載しております。

報告の内容は、漁業法施行規則第28条第2項、各号に定められた、漁業権の種類及び免許番号、報告の対象となる期間、資源管理に関する取組の実施状況、操業日数や漁獲量その他の漁場の活用の状況、その他の必要な事項について、知事が必要と判断した内容について、意見を付して報告されるものです。

漁業権の種類は、定置漁業権、免許番号は記載のとおり。

報告の対象となる期間は、別紙のとおり令和3年度漁期となっております。

資源管理の取組の状況及び漁場の活用の状況については、知事が漁業者から報告を受けた内容などから、確認した結果が記載されております。

報告の対象件数192件のうち、169件はいずれも、適切に資源管理に取り組まれていると認められ、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められております。

15件は、合理的な理由が無く休業しており、適切かつ有効に漁場が活用されているとは認められませんが、その休業は漁業権者の責によるものと認められないと判断されております。

残り8件については、合理的な理由がなく休業しており、漁場を適切かつ有効に活用されているとは認められず、この漁業権については、法第91条第1項第2号に該当すると判断され、その旨も意見として付されております。

その他にその旨記載のあるものが、該当漁場となります。

法第91条第1項、各号に該当すると知事が認めた場合は、当該漁者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものと、法で定められており、指導しようとするときは、海区委員会の意見を聴くこととなっております。

このことから、今回、指導に該当すると判断した漁業権について、指導することについての諮問がありました。

それでは、資料2-2をご覧ください。

ただいまご説明いたしました、8件の漁場についての諮問となります。

諮問の内容については、諮問文のとおりで、漁業法第91条第1項の規程

の指導を行うにあたり、同条第3項に基づき意見が求められているものです。  
一枚めくっていただき、別紙をご覧ください。

知事が指導を行う漁業権について、指導の対象となる漁業権者、法91条第1項の該当する条項、指導事項が、それぞれ記載されています。

なお、指導の内容については、各漁業権が適切かつ有効に活用されていない理由に対応して、これを解消するために必要な措置を講ずることとされております。

指導事項としては、「あらかじめ、操業に必要な人員を確保し、漁業権に基づき漁具を定置して操業を行うこと」が6件、「あらかじめ、漁具及び漁具の敷設に必要な資材をそろえ、漁業権に基づき漁具を定置して操業を行うこと」が2件あり、合わせて8件となります。

説明は以上でございます。

阿部会長           だいま、事務局から議案第2号及び報告事項について、説明がありました。  
このことについて、ご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いします。

各委員           「ありません。」

阿部会長           ご意義がないようですので、知事から諮問がありました「漁業法第91条第1項に該当する者に対する指導について」、当委員会として「異議が無い」旨、知事に答申してよろしいですか。

各委員           「異議なし。」

阿部会長           ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

阿部会長           さて、本日予定されていた議案2件、報告事項1件は全て終了いたしました。そのほかに何かございませんか。

各委員           「ありません。」

阿部会長           ないようですので、本日の委員会は終了いたします。  
本日は、ありがとうございました。